

# 子ども医療費支給制度が 令和元年9月診療分から変わります！

3歳以上の通院医療費の自己負担額を1,500円へ引き下げます。

●京都市子ども医療費支給制度（令和元年9月以降）



	就学前		小学生	中学生
	0～2歳	3～6歳		
入院	1医療機関 200円/月			
通院	1医療機関 200円/月	1医療機関 3,000円/月	1医療機関 1,500円/月（※）	



※複数医療機関等を受診するなど、1箇月の自己負担合計額が1,500円を超えた場合は、申請により超えた額を支給します。

※入院については、これまでと同様の制度となります。

## ◆新しい子ども医療費受給者証について（白証・さくら証について）

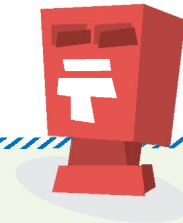
新しい受給者証は、8月下旬に受給者に郵送いたします。今後、医療機関等を受診される場合は新しい受給者証を御使用ください。

※3歳未満のお子さんには「白色」の受給者証のみ送付します。

## ◆子ども医療費の払い戻しについて

子ども医療費の払い戻しに関するお手続きは、郵送手続きを御利用ください！

申請書や届出の様式は、京都市のホームページでダウンロードできます。



郵  
送  
先  
問  
合  
せ

京都市子ども家庭支援課分室

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

TEL：075-251-1123 FAX：075-251-1132



発行：京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課  
京都市印刷物第312096号  
発行年月日：令和元年8月